

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十八年一月五日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	指定年月 日
株式会社ク ラ・ゼミ	浜松市中区田町 二三〇番地の一 五	こどもサポ ート教室「 きらり」近 鉄郡山駅前 校	大和郡山市南 郡山町五二〇 一八 大和 郡山マインド 21九階九B 号室	児童発達支 援 放課後等デ イサービス	平成二十 七年十二 月一日
社会福祉法 人檀原市手 をつなぐ育 成会	檀原市小房町一 一〇一	なら子ども 発達支援セ ンターふぁ くすと	檀原市小房町 一三番四号	児童発達支 援	平成二十 七年十二 月一日